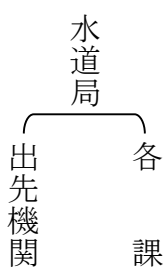


奈良県営水道企業管理規程第三号



奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月奈良県営水道企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、電子入札案件にあつては、開札の場所に予定価格を記載した書面を封書にして備えることに代えて、予定価格を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。）に記録することができる。

第九条第二項中「前項の書面に併せてこれを記載しなければ」を「予定価格及び最低制限価格を前項本文の書面に記載し、又は同項ただし書のファイルに記録しなければ」に改める。

第十六条第一項中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第十六条の二第一項中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改める。

第十九条第一項中「と同時」を「まで」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。